別記第２号様式（第８条関係）

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法３条２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法３条３項の規定により同条２項１号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
10-201412-001-3ロb-001	H26.12.26	平成26年以前に公安調査庁が，特定有害活動の防止に関し，外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	第3号ロb	公安調査庁調査第二部長	同項第１号		5年	H31.12.25							
10-201412-002-4ロb-001	H26.12.26	平成26年以前に公安調査庁が，テロリズムの防止に関し，外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	第4号ロb	公安調査庁調査第二部長	同項第１号		5年	H31.12.25							
10-201412-003-3ハ-001	H26.12.26	平成26年以前に公安調査庁の人的情報源となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて，その者が公安調査庁における重要情報の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報	第3号ハ	公安調査庁調査第二部長	同項第１号（特定秘密文書等がない場合は，同項第２号）		5年	H31.12.25							
10-201412-004-3ロa-001	H26.12.26	平成26年以前に公安調査庁が収集・分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報 ・　特定有害活動の計画，方針及び準備に関する情報 ・　特定有害活動を行い，又は支援する団体又は者の動向に関する情報	第3号ロa（第3号ロc）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号		5年	H31.12.25							
10-201412-005-2ニ-001	H26.12.26	平成22年中に，内閣衛星情報センターが安全保障に関し，我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し，又は分析する個別具体の対象及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって，公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	第2号ニ（第1号ロa）（第1号ロc）（第1号ハ）（第2号ハa）（第2号ハc）（第3号ロa）（第3号ロc）（第3号ハ）（第4号ロa）（第4号ロc）（第4号ハ）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号（電磁的記録であって，同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は，同項第２号）		5年	H31.12.25							
10-201412-006-2ニ-002	H26.12.26	平成23年中に，内閣衛星情報センターが安全保障に関し，我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し，又は分析する個別具体の対象及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって，公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	第2号ニ（第1号ロa）（第1号ロc）（第1号ハ）（第2号ハa）（第2号ハc）（第3号ロa）（第3号ロc）（第3号ハ）（第4号ロa）（第4号ロc）（第4号ハ）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号（電磁的記録であって，同項第１号に掲げる措置によることが困難な場合は，同項第２号）		5年	H31.12.25							

別記第２号様式（第８条関係）

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法３条２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法３条３項の規定により同条２項１号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	（延長後の）有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
10-201412-007-2ニ-003	H26.12.26	平成24年中に，内閣衛星情報センターが安全保障に関し，我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し，又は分析する個別具体の対象及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって，公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	第2号ニ （第1号ロa） （第1号ロc） （第1号ハ） （第2号ハa） （第2号ハc） （第3号ロa） （第3号ロc） （第3号ハ） （第4号ロa） （第4号ロc） （第4号ハ）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号 （電磁的記録であって，同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は，同項第2号）		5年	H31.12.25							
10-201412-008-2ニ-004	H26.12.26	平成25年中に，内閣衛星情報センターが安全保障に関し，我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し，又は分析する個別具体の対象及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって，公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	第2号ニ （第1号ロa） （第1号ロc） （第1号ハ） （第2号ハa） （第2号ハc） （第3号ロa） （第3号ロc） （第3号ハ） （第4号ロa） （第4号ロc） （第4号ハ）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号 （電磁的記録であって，同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は，同項第2号）		5年	H31.12.25							
10-201412-009-2ニ-005	H26.12.26	平成26年中に，内閣衛星情報センターが安全保障に関し，我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し，又は分析する個別具体的対象及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって，平成26年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	第2号ニ （第1号ロa） （第1号ロc） （第1号ハ） （第2号ハa） （第2号ハc） （第3号ロa） （第3号ロc） （第3号ハ） （第4号ロa） （第4号ロc） （第4号ハ）	公安調査庁調査第二部長	同項第１号 （電磁的記録であって，同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は，同項第2号）		5年	H31.12.25							
10-201412-010-2ｲb-001	H26.12.26	平成26年までに決定された内閣情報調査室が外国の政府と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの（内閣情報調査室から公安調査庁に提供されたものに限る。）	第2号イb	公安調査庁調査第二部長	同項第１号 （特定秘密文書等がない場合は，同項第２号）		5年	H31.12.25							